

## 外来感染対策向上加算

- 感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の取得を目的に、研修会を2回実施します。
- 感染性の高い疾患(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。
- 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに測り、適正に使用します。
- 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って、院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して基幹病院である仙台徳洲会病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

## 機能強化加算

- 患者様が受診している医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- 必要に応じて専門医・専門医療機関を紹介します。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 保健・福祉サービスの利用等に関する相談に応じます。
- 診療時間外・夜間・休日の問い合わせへの対応を行います。

## 医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。質の高い医療を実施する為にマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行っています。

## 医療DX推進体制整備加算

当院では、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行っています。  
電子処方せんを発行する体制を有しています。

## 明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付致します。また、自己負担のある患者様には、診療報酬明細書・領収証を交付しております。明細書の発行を希望されない方は、会計の際に、その旨お申し出ください。

## 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いているです。

- 当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』(一般的な名称により処方箋を発行)を行う場合があります。
- 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

## 入院中の食事代について

入院中の食事代については、自己負担(標準負担額)が必要です。近年の食材費等の高騰を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、2025年4月1日から次の通り変更となります。

### 入院時食事負担額

#### 1 食当たりの自己負担額(標準負担額)

対象者	改正後	改正前
住民税課税世帯の人(下記以外の方)	510円	490円
小児慢性特定疾患児童等又は指定難病患者(※1)	300円	280円
住民税非課税世帯・低所得者2(過去1年間の入院期間が90日以内)	240円	230円
住民税非課税世帯・低所得者2(過去1年間の入院期間が90日超)(※2)	190円	180円
低所得者1	110円	110円

(※1)2015年4月1日以前から2016年3月31日までに既に継続して1年以上精神病床に入院しており、2016年4月1日以後も引き続き入院している一般所得区分の患者様は260円です。

(※2)住民税非課税世帯・低所得2の方の91日目以降(長期該当)の入院日数は、過去12カ月間の入院日数の合計で計算します。その入院日数が90日を超えた場合、申請により食事療養標準負担額が変更になります。長期該当の認定証は申請日の翌月初日からの交付となり、申請日から月末までの差額は、差額申請をすることで支給されます。

**【低所得者 2】**

70歳以上で、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方(低所得者 1 以外の方)

**【低所得者 1】**

70歳以上で、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(公的年金は控除額 80万円。給与所得から 10万円を控除)を差し引いた時に 0円となる方。

**長期収載品にかかる選定療養費について**

診療報酬改定により 2024 年 10 月 1 日から長期収載品を患者様自身で希望した際に選定療養費として自己負担が発生します。(※3)

**【対象】**

後発医薬品の上市後 5 年以上経過した長期収載品(準先発品を含む)又は、後発医薬品の置換率が 50%以上となった長期収載品(準先発品を含む)

**【自己負担額】**

後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 1

(※3) 医療上の必要性により医師が銘柄名処方(後発医薬品への変更不可)をした場合や後発医薬品を提供することが困難な場合、バイオ医薬品については選定療養費の対象外となります。